

## 災害に強いまちづくりへの寄与について

## 1 はじめに

近年、廃棄物処理施設には、従来のごみを適切に処理する施設としての機能だけでなく、災害発生時に防災拠点となる施設（復旧活動展開の基礎となる施設）としての機能が求められている。

平成25年5月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、災害対策を強化するため、「地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。これにより、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。」としている。

住之江工場の更新にあたっては、既存の建物を一部利用することを検討しているため、制約を受ける部分があると思われるが、復旧活動展開の基礎となる施設として必要な機能を確保することを目指して検討を進めるとともに、工場が有する各種の機能を利用して地域の自主的防災活動に積極的に参加することにより、災害に強いまちづくりに寄与していくこととする。

## 2 住之江工場における防災対策について

## (1) 建築構造物等の耐震化

住之江工場は新耐震基準で建設された建築物であるが、「官庁施設の総合耐震計画基準」を踏まえ、耐震安全性の分類を構造体Ⅱ類、耐震化の割増係数

1.25倍を目標として、耐震安全性の確保に努める。また、建築設備、プラント設備についても「官庁施設の総合耐震計画基準」等の諸基準を踏まえ、必要な耐震安全性を確保するよう努める。

## (2) 浸水対策

住之江工場周辺の地域は、大和川が氾濫した場合や南海トラフ巨大地震が発生した場合に、1から2mの浸水が想定されている地域であるため、電気設備、非常用発電機等の主要設備を浸水想定レベル以上の位置に設置するとともに必要な箇所には防水性のある扉を設置するなど、浸水による被害を最小限にとどめ、浸水被害発生後の早期稼働再開ができるよう努める。

## (3) 災害発生後における施設の自立起動・運転

これまでの非常用発電機は、災害発生時に安全に停止することを目的としたものであったが、住之江工場では、外部電力喪失時においても1炉を立上げできる非常用発電機を設置し、早期稼働再開に努める。

## (4) 用水や薬剤の確保

施設を稼働させるためには、機器冷却用等のプラント用水や排ガス処理用の薬剤の確保が必要である。災害発生時には一時的に水道の供給や薬剤補給

のための交通手段が停止する恐れがあるので、それらのライフライン等が復旧するまでの間の運転が可能となるよう、必要な貯留量の確保や非常時の用水確保に努める。

### 3 災害に強いまちづくりへの寄与について

災害対策基本法では、「住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。」とされており、ここでの「住民」には、企業等の法人も含まれている。

住之江工場では、非常用発電機や木津川の河川水を取水する設備等を整備する計画であることから、それらの設備等を有効に利用して非常時における自主的な地域防災活動へ積極的に参加することにより、災害に強いまちづくりに寄与することとする。

具体的な利用方法の検討案は次のとおりである。

#### ○津波避難ビル

津波の発生および浸水が想定される場合、工場建屋2階以上の見学者用スペースなどを開放し、一時的な避難場所に活用する。

#### ○備蓄倉庫

工場建屋内に未利用空間が生じた場合には、区役所等が実施する非常用食料や備品、救助用資材等の備蓄スペースとしての活用を努める。

#### ○仮設トイレの設置

非常時用の仮設トイレを資材置場（グラウンド）北側部分等のスペースに設置できるよう汚水管の施工等に合わせて設備的な配慮を行う。

#### ○資材置場（グラウンド）の利用

資材置場（グラウンド）を災害廃棄物の一時保管場所等として利用しない場合には、救助活動等の拠点や一時避難所等として利用できるように設備的な配慮を行う。